

ALPHA NEWS-ONLINE V o l . 2 3

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2019. 10. 11

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※

本メールマガジンは配信専用となります。

当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。

電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※

先月のメルマガに続き、今月もラグビー熱が冷めない毎日を過ごしています。期待以上の快進撃を続ける日本チームの活躍ぶりに日本中が熱狂していますが、この盛り上がりにも相まって、初めてラグビーの試合を観た、という方も多いのではないかと思います。ですが、日本の試合だけではなく、ぜひ強豪国と言われる国の試合も観てみていただきたいと思います。強豪国の試合はやはり、見ごたえも十分です。日本の決勝トーナメント進出可否が決まるスコットランド戦を目前に、（台風で試合が中止にならないことを祈ります…）どこまで快進撃を続けるのか、という期待もさることながら、各国の選手が繰り広げるスーパープレーを楽しみに、引き続きテレビの前に張り付いて応援したいと思います！

それでは、今月のメルマガです。

/// 目次 ////////////////

[1] 事務所からのお知らせ

[2] 代表者コラム：株式よもやま話

(代表弁護士／税理士 保坂光彦)

[3] 弁護士コラム：運動会に向けて (弁護士 五十嵐佳弥子)

[4] あとがき

//////////

▼▼▼-----

1 事務所からのお知らせ

▲▲▲-----

└◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【10月30日】中小企業経営者様向け・合同セミナー (所沢)

└-----

所沢市近郊の中小企業経営者様を対象に、当事務所と
税理士法人シン中央会計による合同セミナーを開催します。

テーマは“事業承継”です。

事業承継に「まだ早い」ということはありません！この機会に、
会社の5年後、10年後について考えてみませんか？

==== 弁護士・税理士による“事業承継セミナー” ====

日 時：2019年10月30日 (水) 13時30分～16時

場 所：税理士法人シン中央会計 セミナールーム

所沢市北秋津720-1 カデール細淵ビル102号室

※西武池袋線・新宿線「所沢駅」東口より徒歩5分

テーマ：事業承継

講 師：代表弁護士／税理士 保坂光彦

(弁護士法人アルファ総合法律事務所)

税理士 守永紀子 (税理士法人シン中央会計)

定 員：20名

参加費：無料

※詳細及びお申込書は当事務所HPよりダウンロードを
お願いいたします。

>>>> <https://alpha-lawoffice.com/img/pdf/seminar191030.pdf>

※所沢市近郊の企業様には、ダイレクトメールでもご案内させて
いただいております。

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【11月26日】中小企業経営者様向けセミナー（国分寺）

国分寺市の中小企業経営者様を対象に、事業承継セミナーを開催いたします。

※こちらのセミナーは当事務所の単独開催となります。

====中小企業様向けセミナー 第1回（国分寺）====

日時：2019年11月26日（火）10時00分～11時30分

場所：ドリームサポート社会保険労務士法人【セミナールーム】

国分寺市南町3-15-6 小林ビル5階

*1階にファミリーマートと調剤薬局が入っているビルです。

『ドリサポ』という緑の看板が目印です。

※JR／西武国分寺線・西武多摩湖線【国分寺駅】

南口より徒歩1分

テーマ：事業承継

講師：代表弁護士／税理士 保坂光彦

定員：25名

参加費：無料

※詳細は決定次第当事務所HPにてお知らせいたします。

※国分寺市近郊の企業様には、近日中に別途ダイレクトメールでもご案内させていただく予定です。

▼▼▼-----
2 株式会社よもやま話

▲▲▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、前回までは「働き方改革」についてお話をさせていただきましたが、今回からは話題を変えて、会社の「株式」について何回かに分けてお話していきたいと思っております。

皆様も会社の「株」「株式」という存在自体はもちろんご存知かと思いますが、正確には「株式」とは株式会社の構成員（いわゆる従業員ではなく、社員＝株主）としての地位（社員権）である、とされています。

「会社の構成員とか言われても、今一つピンとこないよ」という声も聞こえてきそうですが、おそらく一般の人が手にすることになる

「株式」は、大抵の場合、上場され市場で取引される株式であって、その値動きに一喜一憂したり、あるいは配当金や株主優待を貰うことはあっても、経営を左右可能なレベルで株式を大量保有すること自体が比較的稀だからではないかと思われる。

もちろん、自ら起業した場合や、親族が経営していた会社の株式を相続するような場合には俄然話は変わってくるでしょうし、当然、「一人の株主で全ての株式を保有」（俗にいう一人会社）や、株主自体が数人しかいないというケースも少なからず出てきます。こうなると、個々の株主が何%保有しているのかという割合が（たとえ、ある特定のラインからの差が僅かであったとして）極めて重要な意味を帯びてくることになります。

▼具体的には…？

何となく予想できたかもしれませんが、やはり一番典型的かつ重要なラインは「過半数」です。

より具体的には、とある会社の「株主」の株式保有割合が「50%」であった場合、「50.1%」や「49.9%」であった場合で全く違う状況が生じることになってしまいます。

「50.1%」を保有している場合には、自らが会社の代表取締役社長になることも含めて、大抵のことは自分の意思だけで決することができるようになります。すなわち、その会社を保有しているといっても差し支えない状態となります。その一方で、「49.9%」しか保有していない場合には、限りなく半数に近い株式を保有していながらも、結局自分一人だけでは何も決められないということになりますし、もう一人の株主が残り「50.1%」を保有してしまっている場合には、一定の重要事項に関する特別決議が必要なケースを除いて、ほぼ何もできないという状態になってしまいます。それほど、この「0.1%」の差は

大きな意味を持ちます。

なお、二人の株主が「50%」ずつ持っている、という場合はどうなるかと言えば、二人の仲が良好なうちは良いのですが、最悪の場合「何も決められない」（デッドロック）という可能性すらあります。なぜなら、この場合、二人とも「半数」の株式は保有していても「過半数」には届かないため、どちらの提案も相手の協力なしでは可決されないからです…。

実は、このようなケースは、対等な立場の二人で創業した場合や、二人兄弟で平等に親から株式を相続した場合などに生じ得るケースなのですが、実際にこうなってしまう前に何らかの対策が必要ですね！

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ~運動会に向けて~
▲△▲-----

皆様、こんにちは。
弁護士の五十嵐佳弥子です。

急に気温が下がり、過ごしやすいのはいいのですが、寒暖差に風邪など引きやすい時期ですね。

10月は秋の運動会シーズンでもありますが、我が家の子供の運動会では、「卒業児童の保護者による応援（ダンス）」という、ほぼ強制参加の種目がありまして、私も該当するため、夜な夜な練習をする日々を送っています。

今年の保護者応援の演目は、ダンス好きの、とある保護者の主導により、「パプリカ」と「ダンシングヒーロー」の曲に決まりました。「パプリカ」は、NHKの応援ソングとして広く曲も踊りも知れていますし、「ダンシングヒーロー」も、高校生が“バブリーダンス”として踊って一躍注目を浴びましたので、盛り上がること間違いなしとの判断でした。

私としては、不惑を目前にして、
濃い化粧と派手な肩パッド入りの衣装で大勢の前に立つことになるとは思ってもみないことでしたが、よく考えると、
むしろ、そのような装備なしには人前に出られそうにありません。
変身する気分で自身を勇気付ける必要性を感じています。

ただ、運動会の日には台風接近による荒天続きの予報であり、
散々練習したダンスを披露することなく終わる予感もあります。
披露できず残念なのか、安堵なのか…、
台風が逸れるのを願い切れない思いでいます。



4 あとがき



ダンシングヒーローを踊る姿…見たくて仕方ありません。
運動会といえば、ダンスが付き物ですね。

私も中学校の運動会は創作ダンスが必須だったのですが、
体操着で踊るのが嫌で嫌で仕方なかったという記憶があります
(ちなみにスパイスガールズの曲でした。時代を感じます…)。

その一方で、高校時代は運動会と文化祭の宣伝隊として、
コスプレのような衣装を着てダンスを踊りながら街中を歩くという
経験をし、変装の力は絶大だと感じたのでした。

皆様の中にも運動会を控えているという方がいらっしゃるかと
思いますが、お天気に恵まれることを祈っています。
それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

—発行元—

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦)

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL: 04-2923-0971 / FAX: 04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)